

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 道路交通法の一部を改正する法律案、自動車の保管場所の確保等に関する法律案、右両案を一括して議題いたします。

委員長の報告を求めます。交通安全対策特別委員長権藤恒夫君。

道路交通法の一部を改正する法律案及び同報告書

自動車の保管場所の確保等に関する法律案

を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔権藤恒夫君登壇〕

○権藤恒夫君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、交通安全対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、道路交通法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、放置車両及び転落積載物等が道路における危険を生じさせ、または交通の妨害となつてゐる実情にかんがみ、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、放置行為の防止に係る使用者の責任等に関する規定の整備並びに放置行為に係る罰金の額及び反則金の限度額の引き上げであります。

違法駐車車両のうち、現場に運転者等がない

放置車両は、交通の妨害となる程度が高いことにかんがみ、車両を離れて直ちに運転することがで

きない状態にする放置行為の防止を図ろうとするものであります。

移動等の措置がとられた放置車両について、その使用者が放置行為を防止するため必要な運行の管理を行つていていると認められない場合には、公安委員会は、その使用者に対し、必要な措置をとることを指示することができます。

放置行為を防止するため必要な措置をとることを指示したにもかかわらず、指示をした後一年以内に放置行為が行われ、その自動車を使用することが著しく交通の危険を生じさせる等のおそれがあると認めるときは、公安委員会は、使用者に対する運転は運転させてはならない旨を命じることがあります。

また、自動車の使用者がその業務に関し下命令または容認してはならないこととされている違反行為に放置行為を加え、放置行為に係る罰金の額及び反則金の限度額を引き上げることとするものであります。

第二に、転落積載物及び交通事故に係る損壊物等の早期排除を図るため、これらの物件について警察署長または警察官が移動、除去等の措置をとることができます。

第三に、違法駐車の防止活動等に資するため地域交通安全活動推進委員制度を新設することとするものであります。

第四に、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること等であります。

両案は、去る六月一日本院に提出され、同日本委員会に付託され、同月八日奥田国務大臣から提

案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、慎重審査を行い、本日質疑を終了し、直ちに採決の結果、両案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

るもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、道路上の場所以外の場所に保管場所が確保されていない自動車が道路における危険を生じさせ、または円滑な道路交通に支障を及ぼしていることから、保管場所の継続的確保を図ろうとするもので、軽自動車の保有者が軽自動車を新規に運行の用に供しようとするとき、または登録自動車もしくは軽自動車の保有者が保管場所の位置

を変更したときは、管轄する警察署長に保管場所の位置等を届け出ることとするものであります。

また、警察署長は、登録自動車の保管場所証明書を交付したとき、もしくは軽自動車の保管場所届け出を受理したとき等は、自動車の保有者に対し、保管場所の位置等について表示する保管場所標章を交付し、交付を受けた者は、これを自動車に表示しなければならないこととするものであります。

第二に、自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所が確保されていると認められないときは、その保有者に対し、公安委員会の確認を受けたまでの間、自動車を運行の用に供してはならないことを命ずることができることとするものであります。

第三に、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること等であります。

両案は、去る六月一日本院に提出され、同日本委員会に付託され、同月八日奥田国務大臣から提

案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、慎重審

査

一、昨十四日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

水産業協同組合法の一部を改正する法律
(法律公布奏上及び通知)

一、昨十四日、内閣から、公正取引委員会委員に

佐藤謙一君を任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求

書を受領した。

一、昨十四日、内閣から、公害等調整委員会委員に宮瀬洋一君及び和田善一君を任命したいの

で、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたしました。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

出席國務大臣

厚生大臣 津島 雄二君

郵政大臣 深谷 隆司君

國務大臣 奥田 敬和君

國務大臣 塩崎 潤君

午後一時四分散会

定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領

、昨十四日、内閣から、土地鑑定委員会委員として

新井清光君、枝村利一君、川井健君、久保田誠

二君 小林忠雄君 高橋敏君及び柳須賀博君を任命したいので、地価公示法第十五条第一項の

規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

、昨十四日、内閣から、中央更生保護審査会委員長二口原一彦君に任命された。已罪皆子

監査官在席一意見を存念いたしのて 犯罪者
防更生法第五条第一項の規定により本院の同意

を得たい旨の要求書を受領した。

幸雄君、池尻文一君、榎田トクノ君、齋藤兵助
君、坂井益郎君、較島泰祐君、土屋孟君、中谷

岸造君及び早野仙平君を任命したいので、漁港

法第九条第一項の規定により本院の同意を得た旨の要求書を受領した。

(議決通知)
、昨十四日、本院は、公正取引委員会委員を選

藤謙一君を任命することに同意した旨内閣に通

、昨十四日、本院は、中央更生保護審査会委員知した。

長に石原一彦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

、昨十四日、本院は、公害等調整委員会委員に

宮瀬洋一君及び和田善一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

昨十四日、本院は、漁港審議会委員に安倍幸雄君、池尻文二君、覆田トクノ君、斎藤兵助君、

坂井溢郎君、鰐島泰佑君、土屋孟君、中谷岸造

内閣に通知した。	昨十四日、本院は、土地鑑定委員会委員に新 井清光君、枝村利一君、川井健君、久保田誠三 君、小林忠雄君、高橋敏君及び横須賀博君を任 命することに同意した旨内閣に通知した。	昇任	吹田 懈君	昇任	福田 康夫君	昇任	吹田 懈君
(政府委員承認)	昨十四日、櫻内議長は、海部内閣總理大臣申 し出の次の者を、第百十八回国会政府委員に任 命することを承認した。	坂井 弘一君	伏屋 修治君	坂井 弘一君	伏屋 修治君	坂井 弘一君	伏屋 修治君
(政府委員任命)	海上保安庁次長 豊田 実	辞任	栗屋 敏信君	補欠	奥野 誠亮君	辞任	栗屋 敏信君
(政府委員退任)	昨十四日、海部内閣總理大臣から櫻内議長あ て、十四日議長において承認した豊田実を、同 日第百十八回国会政府委員に任命した旨の通知 を受領した。	石井 一君	吹田 懈君	石井 一君	吹田 懈君	石井 一君	吹田 懈君
(政府委員退任)	昨十四日、海部内閣總理大臣から櫻内議長あ て、第百十八回国会政府委員中左記のとおり異 動があり、政府委員としての資格を失った旨の 通知を受領した。	冬柴 鐵三君	坂井 弘一君	冬柴 鐵三君	坂井 弘一君	冬柴 鐵三君	坂井 弘一君
(特別委員辞任及び補欠選任)	一、昨十四日、議長において、次のとおり特別委 員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 税制問題等に関する調査特別委員 (常任委員辞任及び補欠選任)	二田 孝治君	栗屋 敏信君	二田 孝治君	栗屋 敏信君	二田 孝治君	栗屋 敏信君
辞任	奥野 誠亮君	田口 健二君	吹田 懈君	田口 健二君	吹田 懈君	田口 健二君	吹田 懈君
辞任	村井 仁君	穂積 良行君	栗屋 敏信君	須永 敬君	栗屋 敏信君	須永 敬君	栗屋 敏信君
補欠	赤松 広隆君	須永 敬君	吹田 懈君	田口 健二君	吹田 懈君	田口 健二君	吹田 懈君
内閣委員	昨十四日、議長において、次のとおり常任委 員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	井奥 良雄君	坂本 剛二君	井奥 良雄君	坂本 剛二君	井奥 良雄君	坂本 剛二君
海上保安 次長	野尻 豊 (退職) 平三・六・四	福田 康夫君	伏屋 修治君	福田 康夫君	伏屋 修治君	福田 康夫君	伏屋 修治君

府に、臨時行政改革推進審議会（以下「審議会」という。）を設置しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 所掌事務等

（一）審議会は、行政改革に関し臨時行政調査会（昭和五十八年三月十五日に廃止されたものをいう。）の答申並びに臨時行政改革推進審議会（昭和六十一年六月二十七日に廃止されたもの及び平成二年四月十九日に廃止されたものをいう。）の意見及び答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べるほか、内閣総理大臣の諸問題に応じて答申すること。

（二）内閣総理大臣は、前項の意見又は答申を受けたときは、これを尊重しなければならないこと。

（三）審議会は、非常勤の委員九人をもつて組員及び会長

（一）委員は、行政の改善問題に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること。

（二）審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定めること。

（三）資料提出その他の協力等

（一）審議会は、行政機関の長等に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることがあるものとすること。

官報（号外）

（二）審議会は、行政機関等の運営状況を調査することができるものとすること。

4 政令への委任

この法律に定めるもののほか、審議会に関する必要な事項は、政令で定めることができるものとすること。

5 施行期日及び有効期限

（一）この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、委員の任命について両議院の同意を得ることに規定する規

定は、公布の日から施行すること。

（二）この法律は、施行の日から起算して三年を経過した日に効力を失うものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を引き続き推進するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二年六月十四日

内閣委員長 岸田 文武
衆議院議長 櫻内 義雄殿

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二年四月十九日

内閣総理大臣 海部 俊樹

郵便貯金法の一部を改正する法律案及び同報告書

その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を行ふことに決した。

右報告する。

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄殿
通信委員長 上草 義輝

〔別紙〕

郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、この法律の施行に当たり、郵便貯金事業をめぐる厳しい環境に対応するとともに、我が国内外の諸情勢に鑑み、貯蓄の増強が必要であることを強く認識し、次の各項を実現するよう積極的に努めるべきである。

（一）預金者の利益を増進するため、郵便貯金を含む小口預貯金金利の完全自由化の早期実現を図ること。

（二）議案の目的及び要旨

本案は、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金をもって取得した債券の貸付けを行うことができるとしている。

（三）議案の提出に関する報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

（一）議案の目的及び要旨

本案は、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金をもって取得した債券の貸付けを行うことができるとしている。

（二）議案の可決理由

（一）議案の目的及び要旨

本案は、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金をもって取得した債券の貸付けを行うことができるとしている。

（一）議案の目的及び要旨

本案は、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金をもって取得した債券の貸付けを行うことができるとしている。

（二）議案の可決理由

（一）議案の目的及び要旨

本案は、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金をもって取得した債券の貸付けを行うことができるとしている。

（二）議案の可決理由

（一）議案の目的及び要旨

本案は、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金をもって取得した債券の貸付けを行うことができるとしている。

活環境の整備拡充等に活用するなど、資金運用制度の一層の改善・充実を図ること。

郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律案

右国会に提出する。

平成二年四月二十四日

内閣総理大臣 海部 俊樹

郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律

(目的)

第一条 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律

この法律は、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の寄附を郵政大臣に委託する制度を実施することを目的とする。

(利子の寄附委託)

第二条 郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金の預金者は、この法律で定めるとおり、当該貯金から生ずる利子(既に生じている利子であつて元金に加えられていないものを含む。)の全部又は一部を、当該貯金の元金に加えることにして、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助(天災その他非常の災害が生じた場合におけるその災害を受けた海外の地域の住民の緊急の需要を満たすための援助を含む。)に関する事業(以下「民間海外援助事業」という。)を行ふ旨を目的としない法人その他の団体(以

下「民間海外援助団体」という。)に寄附する」と郵政大臣に委託することができる。

2 前項の規定により寄附の委託を行った預金者は、いつでも、当該委託の取消しをすることができる。この場合において、第四条第一項の規定により既に控除された利子があるときは、預金者は、当該利子につき同条第一項の規定によ

る最初の決定がまだ行われていない場合に限り、当該利子の返還を請求することができる。

(通帳の一冊交付)

第三条 前条第一項の寄附の委託を行おうとする預金者は、その選択により、郵便貯金法第十六

条の規定にかかわらず、郵政省令で定めるところにより、新たに通常郵便貯金の通帳(一冊に限る。)の交付を請求することができる。

(寄附金の処理)

第四条 郵政大臣は、第二条第一項の委託があつた通常郵便貯金について、利子を元金に加えようとしていること、その利子から、同項の委託に

係る部分を控除する。

2 郵政大臣は、前項の規定による控除を行つた日以後最初に到来する同項の規定による控除を行つた日の前日までの期間(以下「配分期間」といいう。)とに、同項の規定により控除した利子を合計した金額(第二条第二項の規定により返還した利子を除く。)とその配分期間に係る次条及び第六条第二項の金額の合計額(以下「寄附金」という。)について、民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望す

る民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、第一条に規定するこの法律の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体(以下

「配分団体」という。)及び当該団体との配分すべき額を決定し、その内容を公示するものとする。この場合において、郵政大臣は、当該寄附金の額から、当該寄附金に係る寄附の委託の勘

美等のため郵政省において特に要した費用の額並びに当該寄附金の額(次条の規定により寄附金に充てられた額を除く。)の百分の一・五に相当する額を限度として寄附金の管理並びに配分に係る寄附金(以下「配分金」という。)の交付及び配分金の使途の監査のため郵政省において特

に要する費用の額を差し引くことができる。

3 郵政大臣は、配分金の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体が守らなければならない事項を定めることができる。

4 郵政大臣は、第二項の決定をし、又は前項に規定する事項を定めるには、関係行政機関の長と協議し、かつ、政令で定める審議会に諮問しなければならない。

5 郵政大臣は、配分団体に対し配分金の使途についての監査をするものとする。

6 郵政大臣は、配分団体が第二項の決定に係る事業の全部又は一部を行わないとき又は第三項に規定する配分団体が守らなければならぬ事項に違反したときは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

7 この法律に定めるもののほか、寄附の委託及び寄附金の処理に関する事項は、郵政省令で定める。

第七条 郵政大臣は、配分期間ごとに寄附金に関する経理状況を公示するものとする。

(省令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、寄附の委託及び寄附金の処理に関する事項は、郵政省令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)」の下に「郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第二百三十三号)」を加える。

官報(号外)

理由

民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の寄附を郵政大臣に委託する制度を実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の寄附を郵政大臣に委託する制度を実施しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 利子の寄附委託等

(1) 通常郵便貯金の預金者は、当該貯金の利子の全部又は一部を、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助に関する事業(以下「民間海外援助事業」という。)を行ふ営利を目的としない法人その他の団体(以下「民間海外援助団体」という。)に寄附することととする。

(2) 寄附の委託を行おうとする預金者は、既に交付されている通常郵便貯金の通帳とは別に、新たな通常郵便貯金の通帳の交付を請求することができる。

2 寄附金の処理

(1) 郵政大臣は、寄附の委託に係る通常郵便貯金について、利子を元金に加えようとするにとて、その利子から、寄附の委託に係る部分を控除すること。

(2) 郵政大臣は、利子の控除を行った日以後最初に到来する控除の日の前日までの期間(以下「配分期間」という。)とに、控除した利子を合計した金額等(以下「寄附金」という。)について、民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、寄附金を配分すべき団体との配分すべき額を決定すること。

(3) 郵政大臣は、当該寄附金から申請を受けた上、寄附金を配分すべき団体との配分すべき額を決定すること。この場合において、郵政大臣は、当該寄附金から郵政省において特に要した所要の費用の額を差し引くことができる。このこととし、郵政大臣は、寄附金の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体が守らなければならない事項を定めることができる。

(4) 郵政大臣は、配分団体等の決定をするには、関係行政機関の長と協議し、かつ、政令で定める審議会に諮問しなければならないこと。

(5) 郵政大臣は、配分団体に対し、配分金の使途についての監査をするものとすること。

3 寄附金の経理等

(1) 郵政大臣は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを資金運用部に預託することができる。

(2) 郵政大臣は、配分期間ごとに寄附金に関する経理状況を公示するものとする。

(3) この法律は、公布の日から起算して九月を越えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(4) 簡易郵便局法について所要の改正を行うこと。

(5) この法律は、公布の日から起算して九月を越えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

4 施行期日等

二 議案の可決理由

民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の寄附を郵政大臣に委託する制度を実施しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

国会に提出する。

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

通信委員長 上草 義輝

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

老人福祉法等の一部を改正する法律案

右

平成二年四月二十七日

内閣総理大臣 海部 桂樹

平成二年六月十四日

「第二十条の七」に、「第五章 雜則（第二十九条第三十七条）」を「第四章の二 指定法人（第六章 罰則（第三十九条第三十七条）」を「第五章 雜則（第二十九条第三十八条）」に改める。

第二条中「敬愛され、かつ、」を「かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるともに、生きがいを持つて」と改める。

第三条第一項中「その」を「又は、その」に、「社会に役立たせる」を「活用して、社会的活動に参加する」に改め、「同条第一項中「参与する」を「参加する」に改める。

第五条の次に次の二条を加える。

(定義)
第五条の二 この法律において、「老人居宅生活支援事業」とは、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業及び老人短期入所事業をいう。

2 この法律において、「老人居宅介護等事業」とは、第十条の三第一項第一号の措置に係る者につきその者の居宅において同号の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。

3 この法律において、「老人デイサービス事業」とは、第十条の三第一項第二号の措置に係る者を同号の厚生省令で定める施設に通わせ、その者につき同号の厚生省令で定める便宜を供与する事業（老人デイサービスセンターに係るものと除く。）をいう。

4 この法律において、「老人短期入所事業」とは、第十条の三第一項第二号の措置に係る者を同号の厚生省令で定める施設に短期間入所

させ、養護する事業（老人短期入所施設に係るものと除く。）をいう。

第五条の三 この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び老人福祉センターをいう。

第二章中第十一条の前に次の二条を加える。
(居宅における介護等)
第十条の三 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

一 六十五歳以上の者（六十五歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生省令で定めるものと供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。

二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者を現に養護する者（以下「養護者」という。）を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター等（通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他厚生省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。））に通わせ、入浴、

サービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。

三 六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものを、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設その他の厚生省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行ふことを委託すること。

四 第二章中第十一条の二及び第十二条を削り、「第一項第一号」を「同項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第一項」に改め、同項を同条第五項とする。

第十二条の二及び第十三条を削り、第十二条の二中「前二条」を「前二条」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第一項」を削り、「第一項第一号」を「同項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第一項」に改め、同項を同条第五項とする。

第十三条第一項中「資するため」を「資するため」に、「レクリエーション」を「レクリエーション」に、「ひろく」を「広く」に改め、同項を第十二条とする。

第十四条第一項中「資するため」を「資するため」に、「レクリエーション」を「レクリエーション」に、「ひろく」を「広く」に改め、「事業」の下に「（以下「老人健康保持事業」という。）」を加える。

「第三章 老人福祉施設」を「第三章 事業及び施設」に改める。

第十四条を次のように改める。
(老人居宅生活支援事業の開始)

第十四条 国及び都道府県以外の者は、厚生省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出

て、老人居宅生活支援事業を行うことができる。

第十四条の次に次の二条を加える。
(廃止又は休止)

第十四条の二 国及び都道府県以外の者は、老人居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとするとときは、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第十五条第四項中「市町村、社会福祉法人その他の者」を「国及び都道府県以外の者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「あらかじめ」を「厚生省令の定めるところにより、あらかじめ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

國及び都道府県以外の者は、厚生省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター又は老人短期入所施設を設置することができる。

第十六条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

國及び都道府県以外の者は、老人デイサービスセンター又は老人短期入所施設を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第十八条中「実地につき監督させる」を、「關係者に對して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター若しくは老人短期入所施設の設置者に対しても、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、關係者に對して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条に次の二項を加える。

3 前二項の規定による質問又は立入検査を行ふ場合には、當該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十九条の見出しを削り、同条第一項中「特別養護老人ホーム」の下に「の設置者」を、「とき、又は」の下に「当該施設が」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による处分を行ふ場合について準用する。この場合において、「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣又は都道府県知事」と、「当該事業を行う者又は当該施設」とあるのは「当該施設」と読み替えるものとする。

第十九条の前に次の見出し及び一条を加える。
(改善命令等)

第十八条の二 都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター若しくは老人短期入所施設の設置者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれに基づいてする处分に違反したとき、又はその事業に関し不当に營利を図り、若しくは第十条の三第一項各号の措置に係る者の

處遇につき不当な行為をしたときは、當該事業を行う者又は当該施設の設置者に対しても、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による処分を行ふ場合には、當該事業を行う者又は当該施設の設置者に對して弁明の機會を与へなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び當該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

3 前二項の規定による質問又は立入検査を行ふ場合には、當該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯

2 都道府県知事は、前項の規定による処分を行ふ場合には、當該事業を行う者又は当該施設の設置者に對して弁明の機會を与へなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び當該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により、老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター若しくは老人短期入所施設につき、その事業の制限又は停止を命ずる場合には、あらかじめ、地方社会福祉審議会の意見を聽かなければならぬ。

4 第二十条中「特別養護老人ホーム」の下に「の設置者」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。
老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の設置者は、第十条の三第一項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第五章中第二十条の次に次の六条を加える。
(老人デイサービスセンター)

第二十条の六 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設(第二十条の二から前条までに定める施設を除く。)とする。

第二十条の七 老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応じるとともに、老人に対しても、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。
(老人福祉センター)

第二十二条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

1 第十条の三第一項の規定により市町村が行う措置を要する費用

第二十三条 削除

第二十四条第一項中「第二十一条」の下に「第二号及び第三号」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同

第二十条の三 老人短期入所施設は、第十条の三第一項第三号の措置に係る者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設とする。

第二十三条 削除

第二十四条第一項中「第二十一条」の下に「第二号及び第三号」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同

- 2 都道府県は、政令の定めるところにより、市町村が第二十一条第一号の規定により支弁する費用については、その四分の一以内を補助することができる。
- 第二十六条第一項中「第二十一条」の下に「第二号及び第三号」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 国は、政令の定めるところにより、市町村が第二十一条第一号の規定により支弁する費用については、その二分の一以内を補助することができる。
- 第四章の次に次の一章を加える。

- 第四章の二 指定法人**
- (指定法人)
- 第二十七条第一項中「第二十一条第三項」を「第二十一条第二項」と改める。
- 第二十八条第一項中「厚生大臣は、老人健康保持事業を実施する者の活動を促進すること等により老人の心身の健康の保持を図ることを目的として設立された民法第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。
- 1 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有すると認められること。
- 2 前項に定めるものほか、業務の運営が
- 適正かつ確実に行われ、老人健康保持事業の促進その他老人の心身の健康の保持に資するとの認められること。
- 2 厚生大臣は、前項の規定による指定を受けた者は、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名前及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。
- 4 厚生大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

- 第二十八条の三 指定法人は、次に掲げる業務を行ふものとする。
- 1 老人健康保持事業に関する啓発普及を行うこと。
- 2 老人健康保持事業を実施すること。
- 3 老人健康保持事業を実施する者に対して、援助を行うこと。
- 4 老人健康保持事業に関する調査研究を行い、及び老人健康保持事業に従事する者の研修を行うこと。
- 5 次条第一項に規定する業務を行ふこと。
- 6 前各号に掲げるもののほか、老人健康保持事業の促進を図るために必要な業務を行ふこと。
- (指定法人による助成業務の実施)
- 第二十八条の四 社会福祉・医療事業団は、第一十八条の二第一項の規定による指定がされた
- ときは、社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)第二十一条第一項第二号の規定による助成の業務のうち、老人健康保持事業の振興上必要と認められる事業を行ふ者に係るもの(以下「助成業務」という。)の全部又は一部を指定法人に行わせるものとする。
- 2 前項の規定により指定法人が行う助成業務に係る助成に関する基準は、厚生省令で定める。
- 3 厚生大臣は、前項の厚生省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。
- 4 厚生大臣は、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 厚生大臣は、前項の認可をした業務規程が助成業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 業務規程に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

- (事業計画等)
- 第二十八条の六 指定法人は、毎事業年度、厚生省令の定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (区分整理)
- 第二十八条の七 指定法人は、助成業務を行う場合には、助成業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。
- 第二十八条の八 社会福祉・医療事業団は、予算の範囲内において、指定法人に対して、助成業務に必要な資金に充てるため、社会福祉・医療事業団法第三十三条の二第一項の基金の運用によって得られた収益の一部を、交付金として交付することができる。
- (交付金)
- 第二十八条の九 この章に定めるもののほか、指定法人が助成業務を行う場合における指定法人の財務及び会計に関して、必要な事項は、厚生省令で定める。
- (解任命令)
- 第二十八条の十 厚生大臣は、指定法人の役員が、この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、第二十八条の五第一項の認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第二十八条の三に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定法人に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。
- (役員及び職員の公務員たる地位)
- 第二十八条の十一 助成業務に従事する指定法人の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律

るものであつて特に専門的知識及び技術を必要とするものについては、当該市町村の設置する老人デイサービスセンターその他の厚生省令で定める施設の職員に行わせ、又はこれを当該市町村以外の者の設置するこれらの施設に委託することができる。

(連絡調整等の実施者)

第六条の三 都道府県は、この法律の施行に際し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 介護の措置等の実施に關し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 老人の福祉に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

3 都道府県知事は、介護の措置等の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第七条を次のように改める。

(都道府県の福祉事務所の社会福祉主事)

第七条 都道府県は、その設置する福祉事務所に、福祉事務所長の指揮監督を受けて、主として前条第一項第一号に掲げる業務のうち専門的技術を必要とするものをを行う所員として、社会福祉主事を置くことができる。第十条の三第一項中「(六十五歳未満の者であ

つて特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。」を削り、「その者を現に養護する者(以下「養護者」という。)」を「養護者」に改め、同条を第十条の四とし、第二章中同条の前に次の二条を加える。

(措置の総合的実施)

第十条の三 市町村は、六十五歳以上の者であること。

つて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、最も適切な処遇が受けられるように居宅における介護等の措置及び特別養護老人ホームへの入所等の措置の総合的な実施に努めなければならない。

第十一条第一項中「都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村」を「市町村」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長」を「市町村長」に改め、同号を同項第三号とし、同項第二項中「都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村」を「市町村」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十五条に次の二条を加える。

6 都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の設置によつて、第二十条の九に規定する都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、同項の認可をしないことができる。

第十八条の二第一項中「第十条の三第一項各号」を「第十条の四第一項各号」に改める。

第二十条第一項中「第十条の三第一項」を「第十条の四第一項」に改める。

第十条の四第一項に改める。

第十二条の二中「第十条の三第一項第一号」を「第十条の四第一項第三号」に改める。

第十二条の四第一項に改める。

第十条の四第一項に改める。

第十二条の五中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第十二条の六中「第十条第一項第三号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第十二条の七中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第十二条の八中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第十二条の九中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第十二条の十中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第十二条の十一中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第十二条の十二中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第十二条の十三中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第十二条の十四中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第十二条の十五中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第十二条の十六中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第十二条の十七中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第十二条の十八中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第十二条の十九中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第十二条の二十中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第十二条の二十一中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第十二条の二十二中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第十二条の二十三中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第十二条の二十四中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第十二条の二十五中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第十二条の二十六中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第十二条の二十七中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

5 市町村老人福祉計画は、老人保健法第四十

六条の十八に規定する市町村老人保健計画と

一体のものとして作成されなければならない。

6 市町村老人福祉計画は、他の法律の規定に

よる計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

7 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更しようとすることは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第五項の基本構想に即して、この法律に基づく福祉の措置の実施に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、第十条の二第一項各号及び第十一条第一項各号の措置に関する、確保すべき事業の量の目標その他の必要な事項を定めるものとする。

3 厚生大臣は、市町村が前項の目標を定めるに当たつて参考すべき標準を定めるものとする。

4 市町村老人福祉計画は、当該市町村の区域における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人

数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 都道府県老人福祉計画は、他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項

五 有料老人ホームに関する広報その他協会

の目的を達成するため必要な業務。

2 協会は、その会員の設置する有料老人ホームの入所者等から当該有料老人ホームの設備及び運営に関する苦情について解決の申出があつた場合において必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(厚生大臣に対する協力)

第三十一条の三 厚生大臣は、この章の規定の円滑な実施を図るため、厚生省令の定めることにより、当該規定に基づく届出、報告その他必要な事項について、協会に協力させることができる。

(立入検査等)

第三十二条の四 厚生大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対して、その業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、関係者に對して質問させ、若しくは協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができ。 第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。この場合において、これらの規定中「前二項」とあるのは「前項」と、「第一項及び

第二項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

第五章 雜則

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十四条中「(昭和二十一年法律第六十七号)」を削り、「行なう」を「行う」と改める。

第三十六条中「措置の実施者」を「市町村」に改める。

第三十七条を次のように改める。

第三十八条 第二十九条第四項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十九条中「前条」を「三条」に、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十条 第二十九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 第二十九条第一項又は第二項の規定による届出を拒み、妨げ、若しくは同

は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 第三十条第二項の規定に違反して、同項の会員の名簿を公衆の縦覽に供しない者は、五十万円以下の過料に処する。

第四十三条 第三十一条第一項の規定に違反して、その名称中の有料老人ホーム協会という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第三条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第四条・第五条)」を「(第四条・第五条)」に、「第二十九条」を「第二十五条」に、「身体障害者更生援助施設(第二十七条)」を「事業及び施設(第二十六条)」に改める。

第一項の規定による報告をせよ。

2 第二十九条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 第三十一条第一項の規定に違反して、その名称中に有料老人ホーム協会会員といふ文字を用いた者は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第三十一条の四第一項の規定による報告

若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

2 第二十九条の四第一項の規定による報告

若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 この法律において、「身体障害者居宅生活支援事業」とは、身体障害者居宅介護による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

4 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条规定第一項第一号の措置による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

5 この法律において、「身体障害者デイサービス事業」とは、第十八条规定第一項第二号の措置による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

6 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条规定第一項第三号の措置による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

7 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条规定第一項第三号の措置による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

8 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条规定第一項第三号の措置による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

9 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条规定第一項第三号の措置による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

10 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条规定第一項第三号の措置による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

11 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条规定第一項第三号の措置による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

12 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条规定第一項第三号の措置による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

13 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条规定第一項第三号の措置による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

14 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条规定第一項第三号の措置による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

15 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条规定第一項第三号の措置による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

16 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条规定第一項第三号の措置による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

17 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条规定第一項第三号の措置による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

18 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条规定第一項第三号の措置による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

19 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条规定第一項第三号の措置による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

20 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条规定第一項第三号の措置による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

21 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条规定第一項第三号の措置による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

22 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条规定第一項第三号の措置による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

23 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条规定第一項第三号の措置による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

要な保護の実施に」を「身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護(以下「更生援助」という。)を総合的に実施するよう」に改める。

2 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

3 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

4 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

5 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

6 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

7 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

8 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

9 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

10 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

11 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

12 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

13 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

14 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

15 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

16 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

17 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

18 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

19 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

20 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

21 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

22 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

23 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

24 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

25 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

26 第二十九条の四第一項の規定による報告の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせよ。

第十八条の見出しを「(介護及び施設等)」に改め、同条第四項中「第一項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項」を「第四項」とし、「事業」を「業務」に、「職員をして、」を「職員を」に、「赴いて相談に応じ、又は指導をさせなければ」を「派遣して、当該身体障害者の相談に応じ、又はその者の指導を行わせなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同項の前に次の三項を加える。

市町村は、身体障害者(第一号の措置については、身体障害者又はその介護を行う者)につき、必要に応じ、次の措置を採ることができる。
 一 居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生省令で定めるものを必要とする者に対するは、政令で定める基準に従い、当該便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の措置を行わせなければならない。
 二 身体障害者福祉センターその他厚生省令で定める施設(以下この号において「身体障害者福祉センター等」という。)における手芸、工作その他の創作的活動、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生省令で定める便宜を必要とする者に対するは、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する身体障害者福祉センター等に通わせ、当該便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する身体障害者福祉センター等に通わ

せ、当該便宜を供与することを委託すること。

第四項第三号に改める。
 第二十二条の二から第二十二条の四までを削る。

「第三章 身体障害者更生援助施設」を削り、第二十五条の次に次の章名を付する。

第三章 事業及び施設

第二十六条を次のように改める。

(事業の開始等)

第二十六条 国及び都道府県以外の者は、厚生省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出ることを委託すること。

第二十七条 市町村は、日常生活を営むに支障がある身体障害者につき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るために必要な便宜を定めるときは、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十八条の二中「身体障害者更生援助施設は、援助の実施者から第十八条第一項第三号」

第一項及び第二項を除く。」を加え、「第十八条第一項第三号」を「第十八条第四項第三号」に改め、同条第三号を「第十八条第四項第三号」に改め、同条第三号の二を削る。

第三十六条の二中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第四項第三号」に改める。

第三十七条の見出しを「(都道府県の負担及び補助)」に改め、同条中「支弁した」を「支弁する」に改め、同条に次の二項を加える。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、

第三十五条の規定により市町村が支弁する費用のうち、同条第二号の費用(第十八条第一項の規定により市町村長が行う行政措置をする費用に限る。)については、その四分の一以内を補助することができる。

第三十七条の二の見出しを「(国の負担及び補助)」に改め、同条第四号中「第三十五条第二号」

第一項各号又は第四項第三号」に改める。

第三十三条及び第三十四条を次のように改め

る。

第三十三条 視聴覚障害者情報提供施設は、無

料又は低額な料金で、点字刊行物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物で

8 關係地方公共団体は、第一項又は第四項の規定による措置が適切に行われるよう相互通絡及び調整を図らなければならない。

第十八条の二中「前条第一項第二号」を「前条

あつて専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、又はこれらを視聴覚障害者の利用に供する施設とする。

第三十四条 削除
 第三十五条第一号中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第四項第三号」に改め、同条第三号の二を削る。

第三十六条の二中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第四項第三号」に改め、同条第三号第一項及び第二項を除く。」を加え、「第十八条第一項第三号」を「第十八条第四項第三号」に改め、同条第三号の二を削る。

第三十七条の見出しを「(都道府県の負担及び補助)」に改め、同条中「支弁した」を「支弁する」に改め、同条に次の二項を加える。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、

第三十五条の規定により市町村が支弁する費用のうち、同条第二号の費用(第十八条第一項の規定により市町村長が行う行政措置をする費用に限る。)については、その四分の一以内を補助することができる。

第三十七条の二の見出しを「(国の負担及び補助)」に改め、同条第四号中「第三十五条第二号」

第一項各号又は第四項第三号」に改める。

第三十三条及び第三十四条を次のように改め

る。

第三十三条 視聴覚障害者情報提供施設は、無

料又は低額な料金で、点字刊行物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物で

8 關係地方公共団体は、第一項又は第四項の規定による措置が適切に行われるよう相互通絡及び調整を図らなければならない。

第十八条の二中「前条第一項第二号」を「前条

官 報 (号 外)

用に限る。)については、その十分の五以内を

第三十九条の見出しへ「(報告の徵収等)」に改め、同条中「あるときは」を「あると認めるときは」に、「長から」を「長に対し」、必要と認める事項の」に、「身体障害者の福祉の事務に従事する職員に実地につき監督させる」を「当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させる」に改め、同条を同条第二項として、同条に第一項として次の一項を加える。

都道府県知事は、身体障害者の福祉のために必要があると認めるときは、身体障害者居宅生活支援事業を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所の他の物件を検査させることができる。

第四十一条及び第四十二条を削り、第四十条の見出しを削り、同条を第四十一条とし、第三十九条の次に次の見出し及び一条を加える。

れに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に開し不當に營利を図り、若しくは第十八条第一項各号の措置に係る者の処遇につき不當な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができること。

2 都道府県知事は、前項の規定による処分を行ふ場合には、その事業を行う者に対して弁明の機会を与えないなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による処分を行ふ場合には、あらかじめ、地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。

第四十三条の前に次の一条を加える。

第四十二条 削除

第四十五条の次に次の二条を加える。

(実施命令)

第四十五条の二 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のため手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第四十九条の二中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第四項第三号」に改める。

第四条 身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「援護を行う者」を「実施機関等」に改め
る。

「第三節 援護を行う者」を「第三節 実施機
関等」に改める。

この法律に定める身体障害者又はその介護を行う者に対する援助は、身体障害者が居住地を有するときは、その身体障害者の居住地の市町村が、身体障害者が居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その身体障害者の現在地の市町村が行うものとする。

技術を必要とするもの（次条第二項及び第三項において「専門的相談指導」という。）については、身体障害者更生相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

5 市町村長は、第三項第二号に掲げる業務を行つて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、身体障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

市町村長は、第三項第二号に掲げる業務を行つて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、身体障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

第十一條から第十二條までを削る。

第十一条中「左の各号の」を「次の各号のいづれか」に改め、同条第二号中「基ぐ」を「基づく」に改め、同条を第十二条とする。

第九条の二の前の見出しを削り、同条第一項

第九条の二の前の見出しを削り、同条第一項中「福祉事務所」を「身体障害者更生相談所」に改め、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3 都道府県の身体障害者福祉司は、身体障害者更生相談所の長の命を受けて、次に掲げる

業務を行うものとする。

一 第十条第一項第一号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

二 身体障害者の福祉に関する第十一条第一項
第一号ロに掲げる業務を行うこと。

4 市町村の身体障害者福祉司は、当該市町村の福祉事務所の長の命を受けて、身体障害者の福祉に關し、次に掲げる業務を行うものとする。

一 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行うこと。

第三十七条第二項中「以内」の下に「(居住地を有しないか、又は明らかでない第九条に規定する身体障害者についての第十八条第一項の規定により市町村長が行う行政措置をする費用については、その十分の五以内)」を加える。

第三十七条の二中「並びに前条の規定により都道府県が負担する費用」を削り、同条第一号中「第三十五条第四号」の下に「及び第三十六条第四号」を加え、「のうち、その運営に要する費用」を削り、「身体障害者福祉センターの」の下に「設置及び」を加え、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を削る。

第三十八条中「都道府県又は」を削る。

第四十三条の二を削り、第四十三条の三を第四十三条の二とする。

第四十九条の二第一項中「援護の実施者」を「市町村」に改め、同条第二項中「第九条の二」を「から第十条まで」と改める。

(精神薄弱者福祉法の一部改正)

第五条 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七条号)の一部を次のように改正する。

四十九条の二第一項中「精神薄弱者」を「市町村」に改め、同条第二項中「第九条の二」を「から第十条まで」と改める。

第一章中第三条の次に次の二条を加える。
(定義)

第四条 この法律において、「精神薄弱者居宅生活支援事業」とは、精神薄弱者居宅介護等事業、精神薄弱者短期入所事業及び精神薄弱者

地域生活援助事業をいう。

2 この法律において、「精神薄弱者居宅介護等事業」とは、第十五条の三第一項の措置に係る者につきその者の居宅において同項の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。

3 この法律において、「精神薄弱者短期入所事業」とは、第十五条の三第二項の措置に係る者を同項の厚生省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

4 この法律において、「精神薄弱者地域生活援助事業」とは、第十六条第三項の措置に係る者につき同項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助を行う事業をいう。

第五条 この法律において、「精神薄弱者援護施設」とは、精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者通勤寮及び精神薄弱者福祉ホームをいう。

第六条から第八条まで 削除

第五条 この法律において、「精神薄弱者」には、精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者通勤寮及び精神薄弱者福祉ホームをいう。

第一章の次に次の二章を加える。

第二章 削除

第六条から第八条まで 削除

第五条 中「この法律」を「第十六条第一項及び第三項」に改める。

第十五条の次に次の二条を加える。

(精神薄弱者相談員)

第十五条の二 都道府県は、精神薄弱者の福祉の増進を図るために、精神薄弱者又はその保護者(配偶者、親権を行なう者、後見人その他の者で、精神薄弱者を現に監督保護するもの)の相談に応じ、及び精神薄弱者

弱者の更生のために必要な援助を行うことと
を委託する措置を探ることができる。

を、社会的信望があり、かつ、精神薄弱者に対する更生の援助と必要な保護に熱意と誠意を持つている者に委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者は、精神薄弱者相談員と称する。

3 都道府県又は指定都市は、前二項の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活を営むのに支障がある十八歳以上上の精神薄弱者につき、日常生活上の便宜を図るために用具であつて厚生大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該都道府県若しくは指定都市以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を探ることができる。

第十五条の三 市町村は、必要に応じ、十八歳以上の精神薄弱者であつて日常生活を営むのに支障があるものにつき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生省令で定めるものを供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を探ることができる。

第十六条第一項中「応じて」を「応じ、」に改め、同項第一号中「配偶者、親権を行なう者、後見人その他の者で、精神薄弱者を現に監護するもの」を削り、同項第二号中「入所させ」て「を「入所させ、若しくはそれを利用させて」に、「その援護を委託する」を「入所させてその援護を行うことを委託する」に改め、同条第三項を次のように改める。

2 都道府県又は地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)は、必要に応じ、介護を行なう者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けたことが一時的に困難となつた十八歳以上の精神薄弱者を、政令で定める基準に従い、当該都道府県若しくは指定都市の設置する精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設その他の厚生省令で定める施設(以下この項において「精神薄弱者更生施設等」という。)に短期

同一所させ、必要な保護を行い、又は当該都

道府県若しくは指定都市以外の者の設置する精神薄弱者更生施設等に短期間入所させ、必要な保護を行うことを委託する措置を探ることができる。

3 都道府県又は指定都市は、前二項の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活を営むのに支障がある十八歳以上上の精神薄弱者につき、日常生活上の便宜を図るために用具であつて厚生大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該都道府県若しくは指定都市以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を探ることができる。

第十六条第一項中「応じて」を「応じ、」に改め、同項第一号中「配偶者、親権を行なう者、後見人その他の者で、精神薄弱者を現に監護するもの」を削り、同項第二号中「入所させ」て「を「入所させ、若しくはそれを利用させて」に、「その援護を委託する」を「入所させてその援護を行うことを委託する」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 援護の実施者は、必要に応じ、地域において共同生活を営むのに支障のない精神薄弱者につき、政令で定める基準に従い、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行なう、又は当該援護の実施者以外の者に当該住居において当該日常生活上の援助を行うことを委託する措置を探ることができる。

第十六条の二を削る。

第十七条中「第十六条第一項及び前条」を「第十五条の三第一項並びに前条第一項及び第三項」に改める。

第十七条の二中「第十六条第一項又は第十六条の二」を「第十五条の三又は第十六条第一項若しくは第三項」に改める。

「第四章 精神薄弱者援護施設」を「第四章 事業及び施設」に改める。

第十八条を次のように改める。

(精神薄弱者居宅生活支援事業の開始)

第十八条 国及び都道府県以外の者は、厚生省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、精神薄弱者居宅生活支援事業(精神薄弱者地域生活援助事業を除く。以下同じ。)を行うことができる。

2 国及び都道府県以外の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、精神薄弱者地域生活援助事業を行うことができる。

第十九条及び第二十条を次のように改め

(廃止又は休止)

第二十条 国及び都道府県以外の者は、精神薄弱者居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十一条 厚生大臣は、中央児童福祉審議会(施設の基準)の意見を聴き、精神薄弱者援護施設の設備及び運営について、基準を定めなければならない。

第二十二条 厚生大臣は、中央児童福祉審議会(施設の基準)の意見を聴き、精神薄弱者援護施設の設備及び運営について、基準を定めなければならない。

2 精神薄弱者援護施設については、前項の規定による基準を社会福祉事業法第六十条第一項の規定による最低基準とみなして、同法第五十七条第四項、第六十条第二項及び第六十六条の規定を適用する。

第四章中第二十一条の次に次の七条を加える。

(報告の徴収等)

第二十一条の二 都道府県知事は、精神薄弱者の福祉のために必要があると認めるときは、精神薄弱者居宅生活支援事業を行なう者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対する質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業の停止等)

第二十一条の三 都道府県知事は、精神薄弱者居宅生活支援事業を行なう者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不適に營利を図り、若しくは第十五条の三第一項及び第二項の措置に係る精神薄弱者等の処遇につき不当な行為をしたときは、

その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第二十一条の八 精神薄弱者福祉ホームは、低

額な料金で、現に住居を求めている精神薄弱者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設とする。

第二十二条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第十五条の三第一項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用

第二十二条第一号中「第十六条」の下に「(第三項を除く。)」を加え、同条第三号中「の設置」の下に「及び運営」を加える。

第二十三条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十五条の三第二項の規定により都道府県が行う行政措置に要する費用

第二十四条 削除

第二十五条の見出しを「(都道府県の負担及び補助)」に改め、同条中「都道府県は」の下に「政令の定めるところにより」を加え、「については、政令の定めるところにより」を「のうち、精神薄弱者援護施設(精神薄弱者運動寮及び精神薄弱者福祉ホームを除く。)の設置に要する費用については」に改め、同条に次の二項を加える。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二条の規定により市町村が支弁した費用のうち、第十五条の三第一項の規定による行政措置に要する費用については、その四分の一以内を補助することができる。

第二十六条の見出しを「(国の負担及び補助)」に改め、同条第一項中「もの」を「費用の十分の

五に改め、同項第一号及び第二号中「たゞしては、その十分の五」を削り、同項第三号中「たゞしては、その十分の五」を「精神薄弱者通勤寮及び精神薄弱者福祉ホームの設置及び運営に要する費用を除く。」に改め、同条に次の一項を加える。

第二十五条第一項中「四分の三」を「四分の一」に改める。

査請求をすることができる。

第七条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

ことを委託する措置を探ることができる。
市町村は、身体に障害のある児童又は精神
薄弱の児童について、必要があると認めると
きは、政令で定める基準に従い、その者を家
庭から当該市町村の設置する当該市町村長が
適当と認める施設に通わせ、日常生活における

3 国は、政令の定めるところにより、第二十
二条(第三十二条の三)の規定による可付公文

二条又は第三十三条の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げる費用の二分の一以内を補助することができる。

第二十六条中第一項を削り 第二項を第二項とする。

第三十条を第三十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

(大都市の特例)

ビス事業及び児童短期入所事業をいう。
この法律で、児童居宅介護等事業とは、第
二十二条の十第一項の措置に係る者につきそ

村長が適当と認める施設に通わせ、当該便宜を供与することを委託する措置を探ることができる。

十五条の三第一項の規定による行政措置に要する費用

二 第二十三條第一号の二の費用のうち、第十五条の三第二項の規定による行政措置に要する費用

本則に次の一条を加える。

(実施命令)

第三十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

目次中「第三十条」を「第三十一条」に改める。
第十五条の三第二項中「又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)及び「若しくは指定都市」を削り、同条第三項中「又は指定都市」及び「若しくは指定都市」を削る。

この場合においては、この法律の規定中都道府県の機関若しくは職員に関する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に適用があるものとする。

前項の規定により指定都市の長がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審決する規定として指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に適用があるものとする。

児童又は精神薄弱の児童であつて日常生活を営むのに支障があるものについて、必要があると認めるときは、政令で定める基準に従い、その者の家庭において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むに必要な便宜であつて厚生省令で定めるものを供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与す。

都道府県は、日常生活を営むのに支障がある身体に障害のある児童又は精神薄弱の児童について、前三項の措置を探るほか、その福祉を図るために必要があると認めるときは、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該都道府県以外の者にこれを給付する措置を探ることができる。

介護等事業、精神薄弱者短期入所事業又は精神薄弱者地域生活援助事業及び精神薄弱者」に改め、同条第四項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「更生保護事業」の下に「(以下「更生保護事業」という。)」を加え、同項第二号中「こえない」を「超えない」に改め、同項第五号中「第三項第七号」を「前項第七号」に、「五十万円を五百円」に改める。

第三条を次のように改める。

(基本理念)

第三条 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう、社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的実施に努めなければならない。

(地域等への配慮)

第三条の二 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は、社会福祉事業を目的とする事業を行なうに当たつては、医療、保健その他の関連施策との有機的な連携を図り、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

第四条の見出しを「(経営主体)」に改める。

第十三条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「福祉」を削る。

「市町村(特別区を含む。以下同じ。)の設置する福祉に」に改め、「措置に関する事務」の下に「のうち市町村又は市町村長の行うもの(政令で定めるものを除く。)」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。
6 都道府県の設置する福祉に関する事務のうち都道府県又は都道府県知事の行うものをつかさどるとする。
7 第十七条第二項中「前項」を「市及び第一項に規定する町村」に、「福祉」を「市及び同項に規定する町村」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
2 前項に規定する町村以外の町村は、社会福祉主任を置くことができる。
3 都道府県の社会福祉主任は、都道府県の設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法及び精神薄弱者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。

第十七条に次の二項を加える。

5 第二項の規定により置かれる社会福祉主任は、老人福祉法及び身体障害者福祉法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。

第二十条中「特別区を含む。以下同じ。」を削る。

第二十五条の見出しを「(公益事業及び収益事業)」に改め、同条第一項中「その収益」を「公益事業」に改め、同条第二項中「(以下「公益事業」という。)」を加え、同条第三項中「(以下「公益事業又は」に改め、「会計は」の下に「それぞれ」を加える。

第二十九条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第九号の次に次の二号を加える。
九の二 公益事業を行う場合には、その種類

第二十九条第一項第十号中「収益を目的とする事業」を「収益事業」に改め、「事業の」を削る。
第三十四条第四項第二号中「児童福祉法」の下に「老人福祉法」を加える。

第五十五条の見出しを「(公益事業又は収益事業)」に改め、同条中「収益を目的とする事業」を「公益事業又は収益事業」に改め、「事業の」を削る。

第三十二条第一項中「当該事業」を「当該収益事業」に改め、「(以下「当該収益事業」といふ。)」を削る。
第三十三条中「当該事業」を「当該公益事業又は同条第三号中「当該事業」を「当該公益事業又は収益事業」に改める。

第五十六条第一項中「省令」を「厚生省令」に、「譲渡」を「譲り渡し」に、「但し」を「ただし」に、「地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第八条第一項(地方公共団体の財産の処分の制限)」を「地方自治法第二百三十七条第二項」に改める。

第七十条中「設置」の下に「又は開始」を加え、「届け出」を「届出」に改め、「施設」の下に「又は事業」を加える。
第七十一条中「単位として」の下に「毎年一回、厚生大臣の定める期間内に限りで」を、「募集であつて、」の下に「その寄附金を」を加え、

業)」に改め、同条第一項中「その収益」を「公益事業」に改め、「(以下「公益事業」という。)」又は「(以下「公益事業又は」に改め、「会計は」の下に「それぞれ」を加える。

第七十四条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 前各号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

第七十四条第二項中「から第四号まで」を「から第五号まで」に改め、「掲げる事業」の下に「(指定都市協議会(指定都市の区域を単位とする社会福祉協議会をいう。)にあっては、その区域内における地区協議会(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区の区域を単位とする社会福祉協議会をいう。以下同じ。)の相互の連絡及び事業の調整の事業を含む。)」を加え、「(あつて、)」の下に「指定都市にあつてはその区域内における地区協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつては」を加え、同条第四項中「及び市町村協議会」を「市町村協議会又は地区協議会」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「又は市町村協議会」を「市町村協議会又は地区協議会」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 地区協議会は、当該区の区域内において第一号から第五号までに掲げる事業を行なうことを目的とする団体であつて、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を

経営する者の過半数が参加するものでなければならない。

- 4 市町村協議会及び地区協議会は、第一項第一号から第五号までに掲げる事業を行なうほか、社会福祉を目的とする事業を企画し、及び実施するよう努めなければならない。

第七十五条を次のように改める。

第七十五条 削除

第七十六条を削り、第七十七条を第七十六条とする。

- 第七十八条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

- 2 共同募金会は、その寄附金の募集を行う都道府県の区域内において、社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者（国及び地方公共団体を除く。以下この項において同じ。）の過半数にその寄附金を配分しなければならない。ただし、災害復旧のため特定の社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者に重点的に配分する場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。

第七十八条を第七十七条とし、同条の次に次の二項を加える。

(計画の公告及び届出)

- 第七十九条 共同募金会は、共同募金を行うには、あらかじめ、都道府県協議会の意見を聽き、共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を定め、これを公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

第八十三条に次の二項を加える。

- 2 共同募金会連合会は、第六十九条の許可を受けて寄附金の募集をしようとするときは、

あらかじめ、その募集をしようとする地域の属する都道府県に係る共同募金会の意見を聴かなければならぬ。

第八十四条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「違反した者」を「違反して社会福祉事業を經營した者」に改める。

第八十五条中「左の」を「次の」に、「一千万円」を「二十万円」に改め、同条第二号中「第七十六条」を「第七十八条」に改める。

第八十七条中「左の」を「次の」に、「一千万円」を「二十万円」に改め、同条第二号中「備付」を「備付け」に改める。

第八十八条中「五千円」を「十万円」に改める。

第十一条 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

日次中「第四章 費用」を「第三章の三 老人保健計画（老人保健法の一部改正）

第四十六条の六に次の二項を加える。

5 都道府県知事は、第一項又は第二項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の開設又は当該施設に係る事項の変更によつて、第四十六条の十九に規定する都道府県老人保健計画の達成に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

第三章の二の次に次の二章を加える。

（市町村老人保健計画）

第四十六条の十八 市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第五項の基本構想に即して、当該市町村における老人に対する医療等以外の保健事業の実施に関する計画（以下「市町村老人保健計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県老人保健計画においては、当該都道府県が定める区域との当該区域における老人保健施設の整備量の目標その他必要な事項を定めるものとする。

2 市町村老人保健計画においては、当該市町村における老人に対する医療等以外の保健事業の実施に関し、機能訓練及び訪問指導について確保すべき事業の量の目標その他必要な事項の目標を定めるものとする。

3 厚生大臣は、市町村が前項の目標を定めたに当たつて参考すべき標準を定めるものとする。

4 市町村老人保健計画は、当該市町村における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村老人保健計画は、老人福祉法第二十条の八に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

6 市町村は、市町村老人保健計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

7 市町村は、市町村老人保健計画を定め、又は変更したときは、運営なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県知事の助言等）

第四十六条の二十 都道府県知事は、市町村に対し、市町村老人保健計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

2 厚生大臣は、都道府県に対し、都道府県老人保健計画の作成の手法その他都道府県老人保健計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

（援助）

第四十六条の二十一 国及び地方公共団体は、市町村老人保健計画又は都道府県老人保健計

る。」、同法第二十三条の改正規定（同条の第三号の次に「一號を加える部分に限る。」、同法第二十五条の改正規定（同条の見出しを改める部分及び同条に一項を加える部分に限る。）及び同法第二十六条の改正規定（同条の見出しを改める部分及び同条に一項を加える部分に限る。）第七条中兒童福祉法第五十条から第五十五条の二までの改正規定、同条を第五十三条の三とし、第五十三条の次に一条を加える改正規定、同法第五十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第五十六条の改正規定並びに第九条中社会福祉事業法第一条の改正規定「五十万円」を「五百万円」に改める部分に限る。）同法第七十七条、第七十四条及び第七十五条の改正規定、同法第七十六条を削り、第七十七条を第七十六条とする改正規定、同法第七十八条の改正規定、同法第七十九条を第七十七条とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十三条の改正規定並びに同法第八十五条の改正規定「一万元」を「二十万元」に改める部分を除く。）並びに附則第五条及び第六条の規定並びに附則第二十五条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第三条の改正規定 平成三年四月一日

(検討) 第二条 政府は、老人及び身体障害者に対する居宅における介護等の措置の推進のための方策及びこれに伴う国の費用負担の方式について、平成五年度以降において、市町村の居宅における介護等の措置に係る供給体制の確保の状況その他の事情を総合的に勘案して検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(老人福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正後の老人福祉法(以下この条及び次条において「新法」という。)第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業を行っている国及び都道府県以外の者について新法第十四条の規定を適用する場合においては、同条中「あらかじめ」とあるのは、「老人福祉法等の一部を改正する法律(平成二年法律第二号)」の施行の日から起算して三月以内に」とする。

第四条 この法律の施行の際現に新法第二十条の二に規定する老人デイサービスセンター又は新法第二十条の三に規定する老人短期入所施設を設置している国及び都道府県以外の者について新法第十五条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「老人福祉法等の一部を改正する法律(平成二年法律第二号)」の施行の日から起算して三月以内に」とする。

第五条 第二条の規定による改正後の老人福祉法(以下この条及び次条において「新法」という。)

第二十九条の規定の施行の際現に存する同条第一項に規定する有料老人ホームを設置している者であつて、第二条の規定による改正前の老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出をしているものは、新法第二十九条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第六条 昭和五十七年二月八日に設立された社団法人全国有料老人ホーム協会は、新法第三十条の施行の日において同条第一項に規定する要件に該当する場合には、新法第三十一条から第三十二条の四までの規定の適用については、同日に設立された新法第三十条第一項に規定する法人とみなす。

第七条 第二条の規定による改正前の老人福祉法(以下この条において「旧法」という。)又は旧法に基づく命令の規定により都道府県がした処分その他の行為は、第二条の規定による改正後の老人福祉法(以下この条において「新法」という。)又は新法に基づく命令の相当する規定により町村がした処分その他の行為とみなす。ただし、旧法に基づき行われ、又は行われるべきであつた措置に関する費用の支弁、負担及び徴収については、なお從前の例による。

(身体障害者福祉法の一一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正後の身体障害者福祉法(以下この条において「新法」という。)第四条の二に規定する身体障害者住宅生活支援事業を行っている国及び都道府県以外の者について新法第二十六条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「老人福祉法等の一部を改正する法律(平成二年法律第

施行の日から起算して三月以内に」とする。

第九条 第三条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十一条の二の二の規定により都道府県が行った措置は、第三条の規定による改正後の身体障害者福祉法第十八条第一項の規定により市町村が行った同項第三号の措置とみなす。

ただし、第三条の規定の施行前に行われ、又は行わるべきであった措置に要する費用の支弁については、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行の際現に存する第三条の規定による改正前の身体障害者福祉法の規定による点字図書館及び点字出版施設は、同条の規定による改正後の身体障害者福祉法第二十七条の規定により設置された視聴覚障害者情報提供施設とみなす。

第十一条 第四条の規定による改正前の身体障害者福祉法(以下この条において「旧法」という。)又は旧法に基づく命令の規定により都道府県がした処分その他の行為は、第四条の規定による改正後の身体障害者福祉法(以下この条において「新法」という。)又は新法に基づく命令の相当する規定により町村がした処分その他の行為とみなす。ただし、旧法に基づき行われ、又は行われるべきであつた援護に要する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

2 第四条の規定の施行前に旧法の規定に基づき行われた申請は、新法の規定に基づき行われた申請とみなす。

第十二条 この法律の施行の際現に第五条の規定による改正後の精神薄弱者福祉法(以下この条

2 この法律の施行の際現に第九条の規定による改正後の社会福祉事業法第二条第三項第二号の二に規定する父子・家庭居宅介護等事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者について同法第六十四条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「老人福祉法等の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)」の施行の日から起算して三月」とする。

法第二十一条第一項第二号の二及び第二号の三の業務に係る経費の財源に繰り入れるものとする。
(罰則に関する経過措置)
第二十一条 この法律の施行前にした行為及びいわゆる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条第一項第一号中「第十四条」を「第五条」の三に、「第十八条」を「第五条」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十四条第三項に改める。

(社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正)

第二十六条 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

六年法律第二百三十二号の一部を次のように改正する。

別表精神薄弱者保護施設の項中「第十八条第一項」を「第五条」に改め、同表老人福祉施設の項中「第十四条第一項第一号及び第二号」を「第十五条の二」に改める。

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

(社会福祉・医療事業団法の一部改正に伴う経過措置)

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

「第一条第一項第三号中「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改め、同項第四号中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第四項第三号」に改め、同項第五号中「精神薄弱者接護施設」の下に「のうち精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設及び精神薄弱者通勤寮」を加える。
（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第二十七条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正

第三十条 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第一中「第十八条第一項」を「第二十一条の五」に、「第十四条第一項」を「第二十条の四」に、「特別養護老人ホーム」を「第二十条の五」に規定する特別養護老人ホームに改める。

う、第四条第一項の規定による社会福祉・医療事業団(以下この条において「事業団」という。)に対する政府の出資金のうち、昭和六十三年度及び平成元年度において出資されたもの(次項において「特定出資金」という。)は、第十一条の規定による改正後の社会福祉・医療事業団法(以下この条において「新法」という。)第四条第二項の規定により、その金額を新法第三十三条の二第二項の基金に充てるべきものである」と示して政府から事業団に対して追加して出資されたものとみなす。

(地方自治法)一部改正)

第二十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 精神障害者の福祉に関する事務

(地方税法の一部改正)

第二十四条 地方税法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第八号及び第一百九十二条第一項第八号中「第十一条第一項第四号」を「第一項第八号」に改める。

下に一のうち精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設及び精神薄弱者通勤寮を加える。
(激甚災害)に対処するための特別の財政援助等
に関する法律の一部改正)
第二十七条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第八号中「精神薄弱者援護施設」を「精神薄弱者更生施設又は精神薄弱者授産施設」に改める。
(所得税法の一部改正)
第二十八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中第十八条第一項を「第二十二条の五」、「第十四条第一項」を「第二十二条の四」に、「特別養護老人ホーム」を「第二十二条の五」に規定する特別養護老人ホームに改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)

第三十一条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第七条第十一号中「及び」を「並びに」に改め、「第六条」の下に「及び第七条」を加える。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置)

いて「特定期間」という。)における特定出資金の運用によって得られた収益の額から、特定期間における旧法第二十一条第一項第八号の業務に要した額のうち厚生大臣の定める額を差し引いて、なお残余があるときは、その残余の額を新

附則第九条第三項中「第二十一条第五項」を
「第二十一条第四項」に改める。
(国有財産特別措置法の一部改正)
第二十五条 国有財産特別措置法の一部を次のよ
うに改正する。

第二十九条 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十四年四月一日法律第十一号）の第四号（都道府県等）を「第十二条第一項第三号（市町村）」に改める。

第三十二条 第二条の規定による改正前の老人福祉法第六条の規定により置かれた社会福祉主事は、前条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第七条の規定の適用について、第二条の規定による改正後の老人福祉法第六条

又は第七条の規定により置かれたものとみなす。

(厚生省設置法の一部改正)

(消費税法) 一部改正

(消費税法の一部改正)

号)の一部を次のように改正する。

別表第一第七号口を削り、同号ハ中一ロを「イ」に改め、同号ハを同号ロとする。

（此間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律の一部

理
由

改正

第三十四条 田園事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法

律(平成元年法律第六十四号)の一部を次のよう
に改正する。

第二条第一号中「第十四条第五項」を「第二十
一条の七之改め、同条第四号中「第十四及第二項

から第四項まで」を「第二十条の四から第二十条

の六まで」に改める。

「十条の六」に、「第十五条第四項」を「第十五条第五項」に改める。

(過疎地域活性化特別措置法の一部改正)

老人福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

卷之三

る。
年法律第十五号) の一部を次のように改正す

第十七条第一項中「第十一条の二第一項第二

第三十六条 過疎地域活性化特別措置法の一部を
次のように改正する。

第十七条第一項中「第十条の三第一項第一号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

を「第十条の四第一項第二号」に改める。

を「第十条の四第一項第二号」に改める。

を「第十条の四第一項第二号」に改める。

第三十七条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。
第六条第五十七号中「定める」とを「定め、同法の規定に基づき指定法人を指定し、及び指定法人に対し、認可、承認その他監督を行う」とに改める。

理由

高齢者、身体障害者等の福祉の一層の増進を図るため、これらの者の住宅における生活を支援する福祉施策と施設における福祉施策とを地域の実情に応じて一元的かつ計画的に実施するものとし、このため、地方公共団体の福祉の事務の再編、居住生活支援事業の社会福祉事業としての位置付け、老人保健福祉計画の作成、社会福祉・医療事業団による社会福祉事業助成策の強化、共同募金の配分規制の緩和等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

1 現在、町村部において都道府県が実施している老人福祉法又は身体障害者福祉法に基づく

議案の目的及び要旨
開提出)に関する報告書

く施設への入所決定等の事務を町村に移譲すること。また、市町村は、要介護老人及び身体障害者がその心身の状況、環境等に応じて最も適切な待遇が受けられるよう在宅福祉サービス及び施設福祉サービスの総合的な実施に努めるものとすること。

2 市町村は、ホームヘルプ事業、デイサービス事業、ショートステイ事業等の在宅福祉サービスの積極的な推進に努めるものとすること。

3 老人福祉法に基づく福祉の措置及び老人保健法に基づく機能訓練、訪問指導等について、市町村においてはその実施に関する計画を、都道府県においてはその実施に必要な体制の確保に関する計画を策定すること。

4 老人及び身体障害者に対する施設への入所決定等の事務を町村に移譲することに伴い、都道府県及び市町村の事務並びに福祉事務所の事務を再編すること。

5 老人福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、児童福祉法並びに母子及び寡婦福祉法に定める在宅福祉サービスを社会福祉事業法に規定する社会福祉事業に追加するとともに、精神薄弱者福祉ホーム、精神薄弱者通勤寮、視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業等を社会福祉事業に位置付けること。

6 地域における民間の福祉活動の推進を図るため、共同募金の配分規制の緩和等を行うとともに、市町村及び指定都市の区の社会福祉協議会は社会福祉を目的とする事業の企画及び実施に努めるものとすること。

7 高齢者、身体障害者の在宅福祉の充実と生きがい対策の推進等を図るため、社会福祉・医療事業団に基金を設け、民間の創意工夫を生かしたきめ細かな在宅福祉事業に対する支援を行うこと。

8 その他有料老人ホームの設置については事後届出から事前届出とすること等所要の改正を行うこと。

9 この法律は、平成二年一月一日から施行すること。ただし、社会福祉・医療事業団に基金を設置する事項等は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、社会福祉協議会及び共同募金に関する事項等については平成三年四月一日から、特別養護老人ホーム等及び身体障害者更生援護施設への入所決定等の事務の町村への移譲、都道府県の福祉事務所等の事務の再編並びに老人保健福祉計画の策定に因する事項については平成五年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

高齢者、身体障害者等の福祉の一層の増進を図るため、在宅福祉サービスと施設福祉サービスとを地域の実情に応じて一元的かつ計画的に実施すること等は、一時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二年六月十五日

社会労働委員長 畑 英次郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

官 報 (号 外)

第五十一条の二第一項中「前条第八項及び第九項(同条第二十項)」を「前条第八項及び第九項(同条第二十一項)」に改め、同条第十項中「前条第九項から第十三項まで、第六項後段、第七項及び第八項」を「前条第十項から第十四項まで、第十七項後段、第十八項及び第十九項」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に、「第十九項の」を「第二十項の」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「第八項」を「又は第八項」に、「同条第十六項後段」を「同条第十七項後段」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に改め、同条第十一項中「前条第十項及び第十一項(同条第二十項)」を「前条第十一項及び第十二項(同条第二十一項)」に改め、同条中第十三項を第十五項とし、第十二項を第十四項とし、第十一項の次に次の二項を加える。

12 負担金等の請求権は、五年間行わない場合においては、時効により消滅する。

13 第七項の規定による督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

第三章第九節中第五十一条の二の次に次の二条を加える。

(放置車両に係る措置)

第五十一条の三 車両の運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(当該行為により車両が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条若しくは第四十九条の二第三項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は車両がこれらの規定に違反し

て駐車している場合におけるものに限る。(以下「為」といふ。)をし、当該車両につき、第五十二条第三項、第六項又は第八項の規定による措置(前条第一項の規定による移動を含む。)が採られた場合において、当該放置行為に係る車両(以下「放置車両」という。)の使用者(当該放置車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。)が當該放置車両の使用の本拠地の位置を管轄する公安委員会は、當該使用者に対する、車両を運転者に運転させる場合にあらかじめ目的地において駐車する場所について運転者に指導又は助言を行うことその他の車両の使用者の態様に応じ放置行為を防止するために必要な措置を探ることを指示することができる。

第七十一条中第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の一号を加える。

四の二 車両等に積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、速やかに転落し、又は飛散した物を除去する等道路における危険を防止するため必要な措置を講ずること。

第七十二条第一項中「もより」を「最寄り」に改め、「損壊の程度」の下に「、当該交通事故に係る車両等の積載物」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第七十二条の二 前条第三項の場合において、当該車両等の運転者等が負傷その他の理由により直ちに同項の規定による指示に従うことが困難であると認められるときは、現場にある警察官は、道路における交通の危険を防止し、その他

2 前項の規定による措置を採つた場合において、当該交通事故において損壊した物及び当該交通事故に係る車両等の積載物（以下この条において「損壊物等」という。）の移動その他応急の措置を採ることができる。

3 第五十二条第十項から第二十項までの規定によれば、当該損壊物等を移動したときは、警察署長は、当該損壊物等を当該損壊物等の在った場所を管轄する警察署長に差し出さなければならぬ。この場合において、警察署長は、当該損壊物等を保管しなければならない。

4 第五十二条第十項から第二十項までの規定によれば、前二項の規定による措置に係る損壊物等について準用する。この場合において、同条第十一項中「所有者等に対し」とあるのは「当該損壊物等の所有者等の占有者その他当該損壊物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し」と、同条第十一項中「前項後段」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は前項後段」と、「費用」とあるのは「費用又は手数」と、同条第十四項中「運転者等又は所有者等」とあるのは「所有者等」と、同条第十五項中「運転者等又は所有者等」とあるのは「所有者等」とする。

5 第七十三条中「前条第一項前段」を「第七十二条第一項前段」に、「同条同項後段」を「同項後段」に改める。

6 車両の使用者は、当該車両の運転者に車両の駐車に関するこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるとともに、当該車両の次に次の一項を加える。

両を適正に駐車する場所を確保することその他駐車に関する車両の適正な使用のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第七十四条の二第一項中「第九項」を「第七十五条の二の二第一項」に改め、同項第九項を削る。

第七十五条第一項中「自動車の使用者」を「自動車（牽引されるための構造及び装置を有する車両で車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムを超えるもの（以下「重被牽引車」という。）を含む。以下この条、次条及び第七十五条の二の二第二項において同じ。）の使用者」に改め、同項に次の一号を加える。

七 放置行為（高速自動車国道又は自動車専用道路において自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により自動車が第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車が同項の規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）を含む。次条において同じ。）

第七十五条第一項中「生じさせる」を「生じさせ、又は著しく交通の妨害となる」に改める。

第七十五条の付記中「第一百二十三条第二項」を「第一百一十三条 第一項第七号については第一百十九条の二第一項第三号、第一百一十三条第二項」に改める。

第四章の二第一節中第七十五条の二を第七十五条の二の三とし、第四章第三節中第七十五条の次条の二の三とし、第七十五条の八第三項に次条を加える。

第七十五条の二 公安委員会が自動車の使用者に對し第五十一条の三（第七十五条の八第三項に

おいて準用する場合を含む。)の規定による指示をした場合において、当該使用者に係る当該自動車につきその指示を受けた後一年以内に放置行為が行われ、かつ、当該使用者が当該自動車を使用することが著しく交通の危険を生じさせ又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該使用者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

2 前条第三項から第十一項までの規定は、前項の規定による命令について準用する。

(罰則 第一項については第一百十九条第一項
第十一号の二、第一百二十三条 第二項については第一百二十二条第一項第九号)

(報告又は資料の提出)

第七十五条の二の二 公安委員会は、安全運転管理者が選任されている自動車の使用の本拠について自動車の安全な運転に必要な業務の推進を図るために必要があると認めるときは、当該安全運転管理者を選任している自動車の使用者又は当該安全運転管理者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、駐車に関しての自動車の適正な使用の推進を図るために必要があると認めるときは、自動車の使用者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第七十五条の八第一項中「自動車は」を「自動車(これにより牽引されるための構造及び装置を有する車両を含む。以下この条において同じ。)は」に改め、同条第二項中「第五十一条」を「第五十条

の二及び第五十一条に、「違反して駐車している」に改め、「できないとき」との下に、「同条第八項中の「駐車場、空地、第六項に規定する場所以外の道路」路上の場所その他の場所」とあるのは「第六項に規定する場所以外の場所」とを加え、同条に次の二項を加える。

3 第五十一条の三の規定は、自動車の運転者が高速自動車国道等において自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(当該行為により自動車が第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車が前項の規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)をし、当該自動車につき、前項において適用する第五十二条第三項、第六項又は第八項の規定による措置が採られた場合について適用する。

第七十五条の八の付記中「第一百十九条の二第二項第四号」を「第一百十九条の二第一項第二号、第一百十九条の三第一項第四号」に改め、「第一百十九条第一項第三号」の下に「、第一百二十一条第一項第九号」を加える。

第八十一条第三項中「この節」を「この条及び第八十二条に改め、同条第四項中「又は」を「若しくは」に改め、「おそれがあるとき」の下に「、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相

当な費用若しくは手数を要するとき」を加え、同条中第十項を第十二項とし、第六項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第五項中「前三項」を

〔第二項から第四項まで〕に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 警察署長は、前項の規定による工作物等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができる。

6 第四項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

第八十一条の次に次の二条を加える。

(転落積載物等に対する措置)

第八十一条の二 警察署長は、道路上に転落し、又は飛散した車両等の積載物(以下この条及び第八十三条において「転落積載物等」という。)が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあるときは、当該転落積載物等の占有者、所有者その他当該転落積載物等について権原を有する者(次項において「転落積載物等の占有者等」という。)に対し、当該転落積載物等の除去その他当該転落積載物等について道路における危険を防止し、又は交通の円滑を図るために必要な措置を採るべきことと命ずることができる。

2 前項の場合において、当該転落積載物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、これらの者に対し、同項の規定による措置を採ることを命ずることができないときは、警察署長は、自ら当該措置を採ることができる。この場合において、転落積載物等を除去したときは、警察署長は、当該転落積載物等を保管し、運用する。

(罰則) 第二項については第一百十九条第一項
第八十一条第三項中「前条第三項から第十項まで」を「第八十一条第三項から第十二項まで」に改める。

第八十三条第一項中「工作物等」を「工作物等又は転落積載物等」に、「とる」を「採る」に改め、同条第二項中「とつた」を「採つた」に、「工作物等を除去」を「工作物等又は転落積載物等を除去」に、「当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所」を「当該工作物等又は転落積載物等を、当該工作物等が設置されていた場所又は当該転落積載物等が在つた場所」に、「工作物等を保管」を「工作物等又は転落積載物等を保管」に改め、同条第三項中「第十項」を「第十一項」に改める。

第八十五条第三項中「牽引されるための構造及び装置を有する車両で車両総重量を(道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量を)いう。」が七百五十キログラムをこえるもの(以下「重被牽引車」という。)を「重被牽引車」に改める。

第一百四条の四中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 交通巡視員は、前項に規定する事務のほか、自動車の保管場所の確保等に関する法律の規定による自動車の保管場所の確保の励行に関する事務を行ふものとする。

第七章中第百十四条の七を第百十四条の九とす

第五号の次に次の二号を加える。

六 地域交通安全活動推進委員に対する研修を行うこと。

第一百十四条の六第二項中第六号を第八号とし、

七 地域交通安全活動推進委員協議会の事務について連絡調整を行う等その任務の遂行を助けること。

第一百四条の六を第一百四条の七とし、第一百四条の五を第一百四条の八とし、第一百四条の四の次に次の二条を加える。

(地域交通安全活動推進委員)

第一百四条の五 公安委員会は、地域における交通の状況について知識を有する者であつて次に掲げる要件を満たしているもののうちから、地域交通安全活動推進委員を委嘱することができる。

一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

三 生活が安定していること。

四 健康で活動力を有すること。

2 地域交通安全活動推進委員は、道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進その他地域における交通の安全と円滑に資するための活動で國家公安委員会規則で定めるものを行う。

3 地域交通安全活動推進委員は、名譽職とする。

4 公安委員会は、地域交通安全活動推進委員が次のいずれかに該当するときは、これを解雇することができる。

一 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

二 その職務を怠つたとき。

三 地域交通安全活動推進委員たるにふさわしくない非行のあつたとき。

5 前各項に定めるもののほか、地域交通安全活動推進委員に関する必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第六百四十四条の六 地域交通安全活動推進委員協議会が定める区域ごとに、地域交通安全活動推進委員を組織するものとする。

2 地域交通安全活動推進委員協議会は、地域交通安全活動推進委員相互の連絡及び調整を行うこととその他の地域交通安全活動推進委員が能率的にその任務を遂行するために必要な事項で国家公安委員会規則で定めるものを行ふ。

3 地域交通安全活動推進委員は、地域交通安全活動推進委員の活動に関し必要と認める意見を、公安委員会及び当該地域交通安全活動推進委員協議会に係る区域を管轄する警察署長に申し出ることができる。

4 前三項に定めるもののほか、地域交通安全活動推進委員協議会に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第五百十九条第一項第三号中「第五十一条」を「第五十条の二(違法停車に対する措置)」(第七十五条の八(停車及び駐車の禁止)第二項において準用する場合を含む。)又は第五十一条に改め、同項第十一号の二中「第二項」の下に「又は第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第一項」を加え、同項第十四条号中「対する措置」第一項の下に「、第八十一条の二(転落積載物等に対する措置)第一項」を加える。

第六百十九条の二第一項各号列記以外の部分中「該当する者」の下に「(前条第一項の規定に該当する者を除く。)」を加え、同条を第六百十九条の三とし、第六百十九条の次に次の二条を加える。

2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、十五万円以下の罰金に処する。

3 第百二十条第一項第九号中「第四号の二」、第五号を「から第五号まで」に改める。

2 第百二十二条第一項第九号中「第五項」の下に「(第七十五条の八(停車及び駐車の禁止)第二項において準用する場合を含む。)」を、「第十一項」の下に「(第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

3 第百二十五条第一項中「あたる」を「当たる」として「(第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

2 第百二十六条第四項中「第百十九条の二」の下に「(軽車両)」を「重被牽引車以外の軽車両」に改める。

3 第百二十七条第一項中「あたる」を「当たる」として「(又は第百十九条の二)」を加え、「あたる」を「当たる」に改める。

駐車の禁止 第一項の規定の違反となるような行為

三 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七号の規定に違反する行為

2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、十五万円以下の罰金に処する。

3 第百二十条第一項第九号中「第四号の二」、第五号を「から第五号まで」に改める。

2 第百二十二条第一項第九号中「第五項」の下に「(第七十五条の八(停車及び駐車の禁止)第二項において準用する場合を含む。)」を、「第十一項」の下に「(第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

3 第百二十五条第一項中「あたる」を「当たる」として「(第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

2 第百二十六条第四項中「第百十九条の二」の下に「(軽車両)」を「重被牽引車以外の軽車両」に改める。

3 第百二十七条第一項中「あたる」を「当たる」として「(又は第百十九条の二)」を加え、「あたる」を「当たる」に改める。

2 第百二十二条第一項中「あたる」を「当たる」として「(第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

3 第百二十五条第一項中「あたる」を「当たる」として「(又は第百十九条の二)」を加え、「あたる」を「当たる」に改める。

2 第百二十六条第四項中「第百十九条の二」の下に「(軽車両)」を「重被牽引車以外の軽車両」に改める。

3 第百二十七条第一項中「あたる」を「当たる」として「(又は第百十九条の二)」を加え、「あたる」を「当たる」に改める。

2 第百二十二条第一項中「あたる」を「当たる」として「(第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

3 第百二十五条第一項中「あたる」を「当たる」として「(又は第百十九条の二)」を加え、「あたる」を「当たる」に改める。

2 第百二十六条第四項中「第百十九条の二」の下に「(軽車両)」を「重被牽引車以外の軽車両」に改める。

3 第百二十七条第一項中「あたる」を「当たる」として「(又は第百十九条の二)」を加え、「あたる」を「当たる」に改める。

2 第百二十二条第一項中「あたる」を「当たる」として「(第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

3 第百二十五条第一項中「あたる」を「当たる」として「(又は第百十九条の二)」を加え、「あたる」を「当たる」に改める。

2 第百二十六条第四項中「第百十九条の二」の下に「(軽車両)」を「重被牽引車以外の軽車両」に改める。

3 第百二十七条第一項中「あたる」を「当たる」として「(又は第百十九条の二)」を加え、「あたる」を「当たる」に改める。

別表中

第百十九条の二の罪に當たる行為	大型自動車等及び重被牽引車	三万五千円
	普通自動車等	二万五千円
	小型特殊自動車等	一万五千円
	大型自動車等	二万五千円
	普通自動車等	二万円
	小型特殊自動車等	一万二千円

第百十九条の二の罪に當たる行為

第百十九条の二の罪に當たる行為	大型自動車等及び重被牽引車	三万五千円
	普通自動車等	二万五千円
	小型特殊自動車等	一万五千円
	大型自動車等	二万五千円
	普通自動車等	二万円
	小型特殊自動車等	一万二千円

第百十九条の二の罪に當たる行為

当該命令に係る自動車の保有者の所在が不明であるため前項の通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、同項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで同項前段に規定する命令をすることができる。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付す。附則第二項を次のように改める。

(適用地域等に関する経過措置)

2 第四条から第七条(第十三条第四項において準用する場合を含む。)まで及び第十三条第三項の規定は、当分の間、第四条第一項の処分に係る自動車又は軽自動車である自動車の区分に従い、それぞれ政令で定める地域以外の地域に使用の本拠の位置が在る自動車の保有者については、適用しない。

附則に次の五項目を加える。

3 第十一条の規定は、当分の間、政令で定める地域以外の地域において行なわれた行為については、適用しない。

4 第八条から第十条までの規定は、当分の間、前項の政令で定める地域以外の地域に使用の本拠の位置が在る自動車及び当該自動車の保有者については、適用しない。

5 保管場所標章が表示されている自動車の保有者は、当該自動車の使用の本拠の位置を附則第二項の政令で定める地域からそれ以外の地域に変更した場合には、速やかに、当該表示されている保管場所標章を取り除かなければならぬ。

6 自動車の使用の本拠の位置を附則第二項の政

令で定める地域からそれ以外の地域に変更した自動車の保有者については、第七条(第十三条第四項において適用する場合を含む。)の規定

は、適用しない。

7 軽自動車である自動車の使用の本拠の位置を軽自動車である自動車についての附則第二項の政令で定める地域(以下「軽自動車適用地域」という。)以外の地域から軽自動車適用地域に変更した当該自動車の保有者に対する第七条第一項の規定の適用については、同項中「第五条の規定による届出に係る保管場所」とあるのは、「保管場所」とする。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第一条 この法律の施行の際現に改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律第三条の規定により自動車の保有者が確保している当該自動車の保管場所は、改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律(以下「新法」という。)の規定の適用については、新法第三条の規定により確保している自動車の保管場所とみなす。

第二条 この法律の施行の際現に改正前の道路交通事故法(昭和三十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。
第一百八条の十三中「第五条第一項」を「第十一

する保有者とみなす。

3 新法第六条の規定は、施行日前にされた申請に基づき施行日以後に第四条第一項の政令で定める書面を交付した場合については、適用しない。

4 新法第九条及び第十条の規定は、この法律の施行の際現に運行の用に供されている自動車の保有者が施行日以後も引き続き当該自動車を運行の用に供している場合(施行日以後に当該自動車につき道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十二条に規定する処分(使用的本拠の位置に供するものに限る。)又は同法第十三条に規定する処分(使用的本拠の位置の変更を伴う場合に限る。)に係る新法第四条第一項の政令で定める書面の交付があつた場合及び新法第七条第一項の規定による届出をした場合を除く。)における当該保有者及び当該自動車については、適用しない。

(道路交通事故法の一部改正)
第三条 道路交通事故法(昭和三十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。
第一百八条の十三中「第五条第一項」を「第十一

一 議案の目的及び要旨

本案は、道路上の場所以外の場所に保管場所が確保されていない自動車が道路における危険を生じさせ、又は円滑な道路交通に支障を及ぼしている実情に鑑み、自動車の使用の本拠の位置との間の距離等について政令で定める要件を備えるものに限ることとする。

二 報告書

場所を変更したときににおける保管場所の届出制度を設けるとともに、自動車に保管場所標章を表示させることとするほか、保管場所が確保されない自動車の運行を制限する措置について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

する。自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

場所を変更したときににおける保管場所の届出制度を設けるとともに、自動車に保管場所標章を表示させることとするほか、保管場所が確保されない自動車の運行を制限する措置について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

道路上の場所以外の場所に保管場所が確保されない自動車が道路における危険を生じさせ、又は円滑な道路交通に支障を及ぼしている実情に鑑み、自動車の使用の本拠の保管場所確保義務の履行を確保するため、軽自動車を新規に運行の用に供しようとするとき及び自動車の保管

の制度の新設

(一) 自動車の保管場所に係る届出
自動車の保有者が確保しなければならない保管場所は、自動車の使用の本拠の位置との間の距離等について政令で定める要件を備えるものに限ることとする。

(二) 自動車の保管場所の継続的確保を図るためにの制度の新設
軽自動車の保有者が軽自動車を新規に運行の用に供しようとするとき、又は登録自動車若しくは軽自動車の保有者が保管場所の位置を変更したときは、保管場所を管轄する警察署長に、保管場所の位置等を届け出なければならないこととする。

〔二〕保管場所標章

警察署長は、登録自動車の保管場所證明書を交付したとき、若しくは軽自動車の保管場所の届出を受理したとき、又はこれら自動車について保管場所の位置の変更の届出を受理したときは、自動車の保有者に對し、保管場所の位置等を表示する保管場所標章を交付しなければならないこととし、保管場所標章の交付を受けた者は、これを自動車に表示しなければならないこととする。

3 保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置

〔一〕通知

警察署長は、自動車の保管場所標章が表

示されていない等の理由により、道路上の場所以外の場所に保管場所が確保されていないおそれがあると認めたときは、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する都道府

(1) 自動車の運行供用の制限
公安部員会は、道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所が確保されていると認め、その旨を通知するものとすることとする。

(2) 自動車の運行供用の命令
公安部員会は、道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所が確保されていると認め、その旨を通知するものとすることとする。

員会の確認を受けるまでの間、当該自動車を運行の用に供してはならないことを命ずることができるのこととする。

平成二年六月十五日

交通安全対策特別委員長 権藤 恒夫
衆議院議長 櫻内 義雄殿

公安委員会は、運行供用の制限の命令

をしたときは、命令を受けた自動車の保有者に対し、運行の用に供してはならない自動車の番号標の番号等を記載した文書を交付し、かつ、当該自動車の前面の見やすい箇所に標章をはり付けることとする。

(2) 聽聞

公安部員会は、自動車の運行供用の制限の命令をするときは、あらかじめ、当該自動車の保有者の出頭を求めて、聴明及び証拠の提出の機会を与えるため、公開による聴聞を行わなければならないこととする。

〔三〕施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、道路上の場所以外の場所に保管場所が確保されていない自動車が道路における危険を生じさせ、又は円滑な道路交通に支障を及ぼしている実情等に対する措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

〔別紙〕

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、道路交通における危険の防止及び円滑化の重要性にかんがみ、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一 第五次交通安全基本計画の作成に当たっては、国、地方公共団体及び自動車製造業者等を含む官民一体となつたすべての関係者の積極的参加、交通事故の総合的分析体制の充実等、交通情勢の変化に対応した実効性のあるものにすること。

二 駐車対策の立ち遅れた現状を踏まえ、都市計画や商店街活性化等の総合的観点から、早急に駐車場に対する施策の充実を図ること。特に、駐車場条例の制定促進、附置義務の拡大、大規模住宅団地・住宅地域における立地規制の緩和、荷捌き施設の増設並びに公共施設の地下空間等の積極的活用、駐車場建設に係る助成の抜本的拡充並びに税制面における優遇措置等によって、駐車場(出発地の保管場所を含む)整備を強力に推進すること。

六 保管場所に係る届出の受理及び車庫證明書、保管場所標章等の交付は自動車保有者の負担輕減を図り、迅速かつ簡略化に努めること。

七 自動車の登録時に際し、関係業界において法の周知を徹底し、不正行為が行われないよう強力に指導すること。

右決議する。

こと。また、駐車場案内・誘導システムの拡大充実等に努め、駐車違反の予防対策を強化すること。

五 地域交通安全活動推進委員制度の運用に当たっては、推進委員の職務が適正に行われるよう十分に指導すること。

四 駐車取締りに当たっては、駐車禁止規制の見直しを行うとともに、メリハリのある重点的取締りを行い、不公平感の生じないよう配慮する

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

平成二年六月十五日 衆議院会議録第二十七号

四〇

発行所
〒110-5201 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話
03(587)4302

定価
(税込)
一部
大円を含む